

新成長戦略「施策ヒアリング」 津村政務官説明資料

平成22年4月28日

- ① 対日直接投資の促進 [経済財政] ……1
- ② PFI制度の見直し [“ ”] ……2
- ③ GDP比1%の投資目標の設定 [科学・技術] ……3
- ④ 日本版SBIRの抜本的拡充 [“ ”] ……4
- ⑤ 新たな知財戦略の重点事項 [知的財産] ……5
- ⑥ 新たなIT戦略の重点事項 [IT] ……6

①対日直接投資の促進

<検討項目>

対日直接投資残高倍増のためのアクションプログラム策定

<検討項目に対する考え方>

(1) 政府が対日直接投資を促進させる必要性

対日直接投資は、海外から新しい技術やビジネスモデルを流入させる効果があり、我が国の産業発展等に大きく貢献する。しかし、我が国の対内直接投資残高は他国に比べ大きく見劣りしており(図1参照)、政府が積極的に対日直接投資の促進を図っていく必要がある。

(2) 対日直接投資の目標

目標としては、①対日直接投資残高の倍増(GDP比5%(2010年) → 10%(2020年))②外資系企業の雇用数の倍増(86万人『推計値』(2010年) → 113万人『推計値』(2020年))の2つが考えられる。それぞれのメリット、デメリットは以下の通り。

①対日直接投資残高

メリット:これまでの目標との継続性あり(図2参照)、また各国比較が可能である

デメリット:金融機関の資金移動が大きく反映される傾向が強く、政府の取組み成果がきちんと反映されない

②外資系企業の雇用数

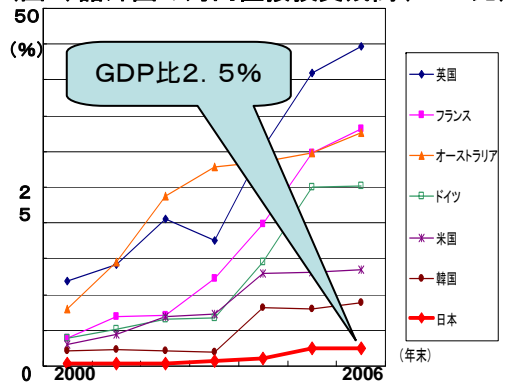
メリット:①に比べ、政府の取組みが反映されやすい

デメリット:国内企業からの雇用移動がある程度含まれるため、純粋な雇用者創出数を表すことにはならない

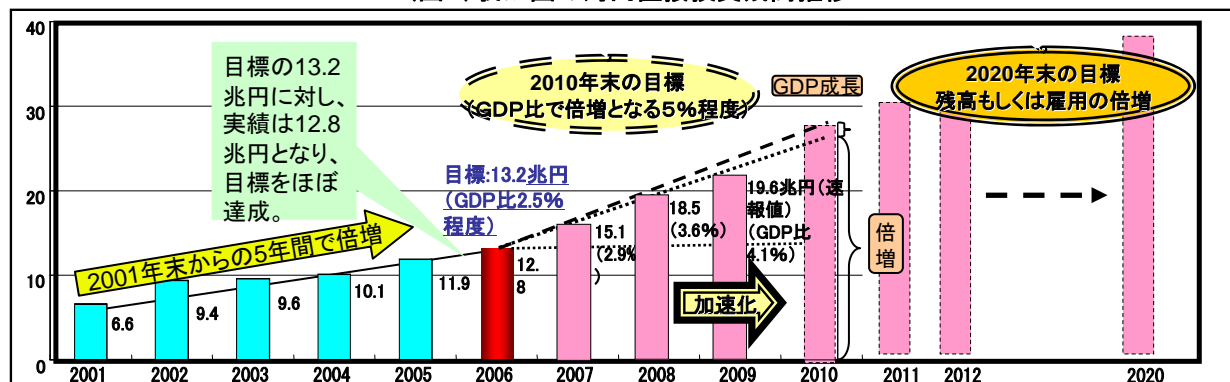
(3) 内閣府が実施する施策

内閣府としては、M&Aの円滑化に向けた制度整備や我が国のビジネスコストの削減などを目指した対日直接投資倍増計画(2010年末に終了)に代わり、「日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増」に資する目標、および地方ベースでの対日直接投資の推進を含む「対日直接投資プログラム」の策定を、府省横断的な推進体制及び地域との連携の下で検討する。またプログラムは毎年見直しを行っていく。

(図1) 諸外国の対内直接投資残高(GDP比)



(図2) 我が国の対内直接投資残高推移



②PFI制度の見直し

<検討項目>

PFI、PPPの積極的活用

(○現状のPFI法の問題点を踏まえ、新たなPFI制度を構築すべきではないか。)

<検討項目に対する考え方>

- PFI推進委員会における要望を踏まえ、既に地方公共団体向けデータベースの供用を開始したところ。
- 国土交通省成長戦略会議での検討を受け、民間事業者選定手続の整備、コンセッション方式の導入等のPFI推進のための**制度の見直しを行うことを通じて、法施行から09年12月末現在までの11年間(累計約4.7兆円)と比較して、2020年までの次の11年間で、5割増程度(約7兆円)の事業規模の拡大**を目指す(追加項目:現在各省調整中)。改正案は2011年の通常国会に提出予定。
- 内閣府はPFI事業を直轄で実施しておらず、設定した数値目標の達成には各省庁及び地方公共団体の協力が不可欠。

- 国・地方ともに財政状況は極めて厳しく、今後一層の公共事業の削減が見込まれる中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新を効率的に進める必要がある。
- 経済成長と財政再建の両立を実現するために、PFIの積極的活用は不可欠。その中でも、独立採算型、BOT型、インフラ整備等の大規模事業及び運営重視の事業が拡大していくよう、PFI制度を見直す。
- なお、1998年にPPPを導入した韓国におけるこれまでの実績は下表のとおり(日本では1999年にPFI法施行)。

日本と韓国の比較

	日本		韓国	
道路	0件		28件	2.2兆円
港湾	3件	(独立採算)	16件	4636億円
鉄道	0件		7件	7752億円
導入実績	366件	4.7兆円	461件	5.2兆円
(参考) 名目GDP	505兆円		77.8兆円	

※1ウォン≒0.076円

例)美祢社会復帰促進センター(刑務所)

男女初犯受刑者1,000名収容

運営重視の事業
(ICタグ、電子錠による効率的な警備等)

BOT方式、サービス購入型

事業規模 約500億円

VFMは約8.5%(約48億円)



※VFMとは、主に同じ施設を公共が建てた場合とPFIで建てた場合の差額を指す

○このほか、代表的な事例として、東京国際空港(羽田)国際線地区整備事業(独立採算型・BOT方式含む)がある。

③GDP比1%の投資目標の設定

<追加検討項目>

科学・技術関係予算の抜本的な増額

(2020年までに政府研究開発投資をGDP比1%以上)

[今後10年間の費用見込額約50兆円] ※ GDPの伸び率3%、2020年にGDP比1%を達成すると仮定して試算

<検討項目に対する考え方>

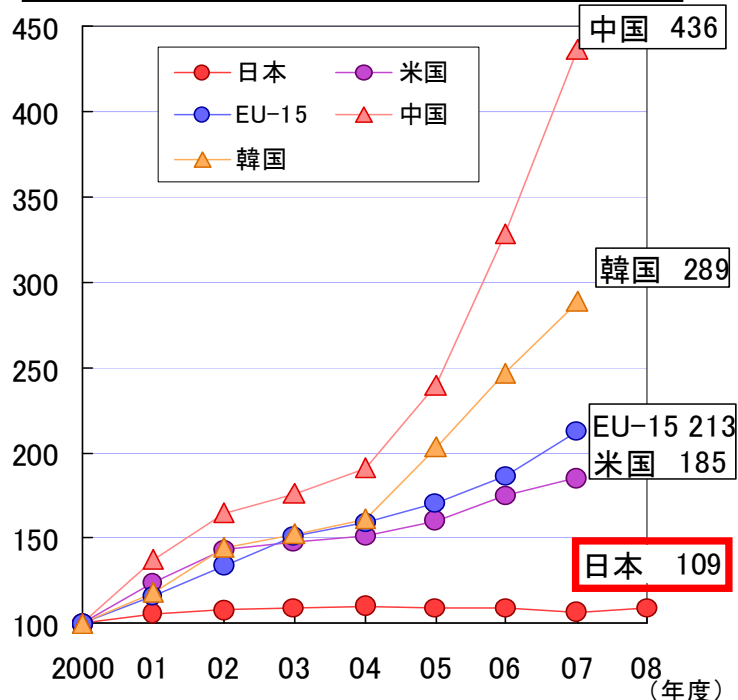
【政府研究開発投資の目標額(達成率):第2期 24兆円(88%)、第3期 25兆円(84%)】

「科学・技術こそ日本の生きる道」との認識に立ち、大胆な先行投資を

○諸外国、中でも中国・韓国が研究開発投資を伸ばしている中、日本は横ばい。

○『1%という目標値は、可能な限りクリアに出るようにしたい』(平成22年1月7日川端大臣就任会見)

科学技術関係予算の推移
(2000年を100とした場合の指数)



“Silent Sputnik”

「1957年のソ連による「スプートニック・ショック」に続き、現在の米国は中国やインドの台頭による科学技術力の相対的な低下という危機に直面している」

(AAAS 2010総会での米国リタ・コーウェル前NSF長官の講演より)

戦略的科学技術投資によって2020年に目指す国・社会の姿(イメージ)

- ・地球温暖化等の地球規模の課題解決を先導する国
- ・人類共通かつ世界最先端の科学的な「知」を創造し続ける国

④日本版SBIRの抜本的拡充

科学・技術

<追加検討項目>

日本版SBIRの抜本的拡充による中小・ベンチャー企業育成と新産業・雇用の創出
(政府の科学・技術予算の2~3%を中小・ベンチャー企業向けに拠出を義務化)
[今後10年間の費用見込額**7000億円~1兆円**] ※平成21年度科学技術関係予算(当初)35,639百万円の2~3%を10倍

<検討項目に対する考え方>

1999年に日本版SBIR創設。7省庁の目標総額は年約400億円だが、既存補助金を中小企業に振り向けるだけで、中小・ベンチャー企業、特に創業ベンチャーによる革新的技術へのチャレンジには使えない。

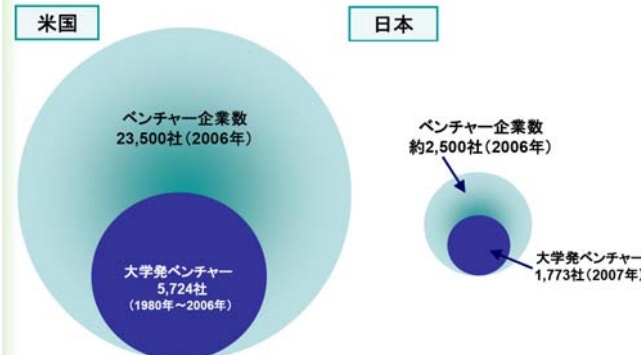
各省庁への拠出義務化を通じ、①**革新的技術**への多様なチャレンジを、②**多段階選抜**で選りすぐり(「**登竜門**」)、③**初期市場開拓支援**により、本格的な**ハイテク・ベンチャー**を育成し、次世代の新産業・雇用の創出を目指す。

日米のSBIR投資額比較

- ・米国 約2000億円(2006年)
11省庁に予算の**2.5%拠出**を義務化し、**多段階選抜**と**政府調達**により「**スター誕生**」を強力に支援。
- ・日本 約400億円(2008年)
7省庁の努力目標額は米国SBIRとは全く異質。うち多段階選抜型のは20億円以下(**米の1/100!**)。

日米のベンチャー企業数

米国はベンチャー企業が経済成長・雇用を牽引。**SBIRが下支え。**



SBIRの貢献例

①**バイオ製薬企業2000年売上高全米トップ10のうち7社がSBIRを活用**

Amgen	Genzyme General
Genentech	Immunex
Serono	MedImmune
Chiron	Millennium Pharmaceuticals
Biogen	Gilead Sciences

②**有望な新エネベンチャーを発掘**

PowerLight: 大規模太陽光発電所建設
Fuel Cell Energy: 高温型燃料電池
Konarka Technologies: 有機薄膜太陽電池
Spire: 熱電発電素子

⑤ 新たな知財戦略の重点事項

知的財産

<検討項目>

- i) 戦略分野における国際標準獲得
- ii) コンテンツ産業の海外展開戦略、デジタル化・ネットワーク化のための制度整備
- iii) 知的財産の産業横断的な強化策 **【項目追加】**

<検討項目に対する考え方>

i) について

4月22日に「国際標準化戦略TF」を設置し、5月末までに特定戦略分野を選定し、2010年度中に各分野ごとの戦略を策定する。

ii) について

海外展開促進の観点から、①2010年度中に、海外展開ファンドの創設、ACTA(模倣品海賊版拡散防止条約)の妥結を実施するとともに、②2013年度までに、国際共同製作のためのインセンティブや撮影誘致の環境整備をはじめとした国際共同の促進、諸外国のコンテンツ規制の緩和による海外市場の環境整備を図る。

また、デジタル化・ネットワーク化の促進や人材育成強化の観点から、①2010年度中に新たなメディアを生み出すための未活用電波の有効利用方策の策定、ネット上の著作権侵害対策の強化案の策定を実施するとともに、②2011年度までにクリエイターによる学校訪問やコンテンツ特区の創設をはじめとした措置を実施し、③2012年までに著作権制度の総合的な検討を図る。

iii) について

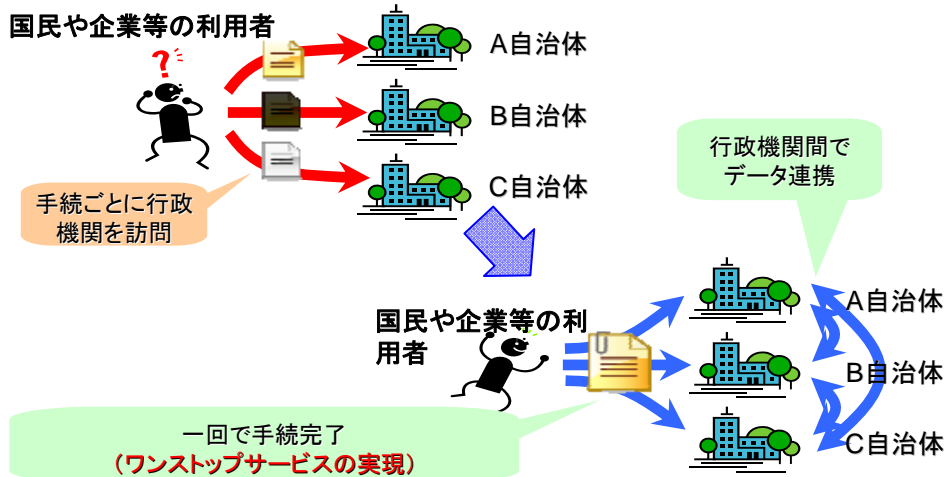
全く欠落しているところ、以下を項目として追記すべき。「知的財産推進計画2010骨子(3月30日知的財産戦略本部決定)」

- ・知的財産マネジメントへの意識改革、個別案件ベースでの相談・支援を2010年度から積極的に展開。
- ・ベンチャー・中小企業に対する特許料金の減免制度の拡充、弁理士費用の負担を軽減させる方策(例:「特許パック料金制度」)について2010年度中に結論を得る。ワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備。
- ・複数の企業、大学や公的研究機関がそれぞれの研究リソースを持って、イノベーションの出口イメージを共有して共同研究(共創)する場を2013年度までに構築。出願フォーマットの自由化など、大学等を含めたユーザーの利便性向上に資するべく、特許制度を見直し、2011年度までに結論を得る。

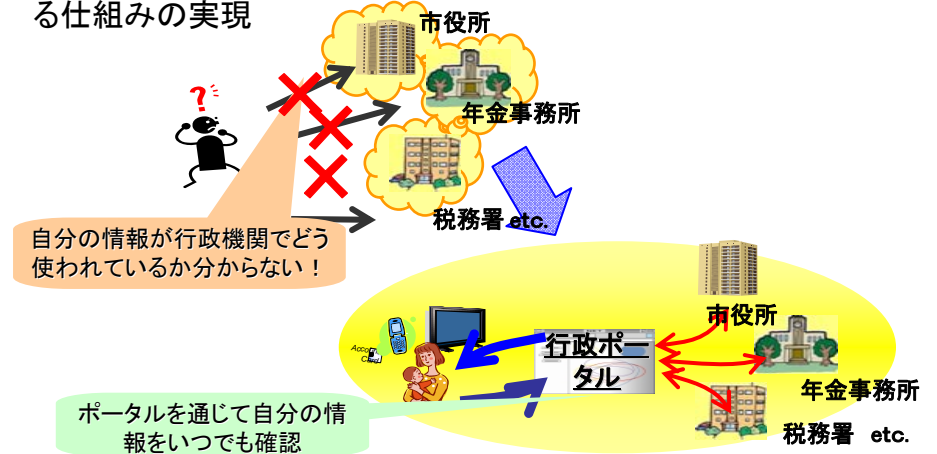
⑥新たなIT戦略の重点事項

①電子行政の共通基盤としての国民ID制度の導入

個人情報保護を確保しつつ、行政機関間でデータ連携することにより一回で手続が実現するワンストップサービスを実現

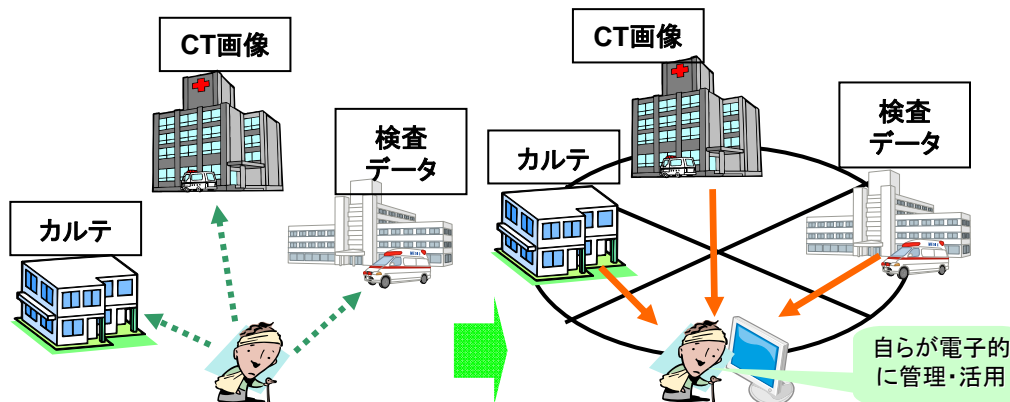


行政機関にある自分の情報をいつでも監視・コントロールできる仕組みの実現



②「どこでもMY病院」構想等の実現

全国どこでも過去の診療情報に基づいた医療を受けられるとともに、個人が健康管理に取り組める環境を実現



※併せて、医療から介護に至るまでのシームレスな地域連携医療を実現。

③人・モノの移動のグリーン化の推進

最適ルートによる円滑な定速走行を可能にすることにより渋滞を緩和し、CO₂を大幅に削減

